（音声の送受信による通話の方法による審尋の期日・法第八十七条の二第二項）

第三十条の三　前条の規定は、法第八十七条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等）第二項に規定する方法によって審尋の期日における手続を行う場合について準用する。

第三十二条第一項中「受託裁判官」の下に「（以下「裁判所等」という。）」を加え、同条第二項中「裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官」を「裁判所等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　裁判所等及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって和解の期日における手続を行うときは、裁判所等は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

4　前項の手続を行い、かつ、裁判所等がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときは、同項の手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。

第三十四条第一項中「秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める旨」を「法第九十二条（秘密保護のための閲覧等の制限）第一項」に改め、「訴訟記録中の」を削り、同条第二項中「前項の」を「第一項の申立てを認容する」に改め、「訴訟記録中の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　当事者は、自らが提出する文書その他の物件（以下この条及び第五十二条の十一（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）において「文書等」という。）について前項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならない。

3　第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から秘密記載部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る秘密記載部分が当該申立てに係る文書等の全部であるときは、この限りでない。

5　前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された秘密記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにおいて特定された秘密記載部分と当該決定において特定された秘密記載部分とが同一である場合は、この限りでない。

6　法第九十二条第三項の申立ては、書面でしなければならない。

7　法第九十二条第一項の決定の一部を取り消す裁判が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された秘密記載部分のうち当該決定の一部を取り消す裁判に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

8　第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

第二編に次の一章を加える。

第七章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立ての方式）

第五十二条の九　次に掲げる申立ては、書面でしなければならない。

一　法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立て

二　法第百三十三条の二（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第二項の申立て

三　法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消しの申立て

四　法第百三十三条の四第二項の許可の申立て

（秘匿事項届出書面の記載事項等）

第五十二条の十　秘匿事項届出書面には、秘匿事項のほか、次に掲げる事項を記載し、秘匿対象者が記名押印しなければならない。

一　秘匿事項届出書面である旨の表示

二　秘匿対象者の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下「電話番号等」という。）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等を記載した訴状又は答弁書が提出されている場合には、適用しない。

（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）

第五十二条の十一　法第百三十三条の二（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第二項の申立ては、秘匿事項記載部分を特定してしなければならない。

2　秘匿対象者は、自らが提出する文書等について前項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならない。

3　第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から秘匿事項記載部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。

4　第一項の申立てを認容する決定においては、秘匿事項記載部分を特定しなければならない。

5　前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された秘匿事項記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにおいて特定された秘匿事項記載部分と当該決定において特定された秘匿事項記載部分とが同一である場合は、この限りでない。

6　法第百三十三条の二第二項の決定の一部について法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消しの裁判が確定したとき又は同条第二項の許可の裁判が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該法第百三十三条の二第二項の決定において特定された秘匿事項記載部分のうち法第百三十三条の四第一項の取消しの裁判又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

7　第三項、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（押印を必要とする書面の特例等）

第五十二条の十二　氏名について秘匿決定があった場合には、この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者がするものに限る。）は、することを要しない。

2　住所等について秘匿決定があった場合には、この規則の規定による郵便番号及び電話番号等（当該秘匿決定に係る秘匿対象者に係るものに限る。）の記載は、することを要しない。

（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）

第五十二条の十三　秘匿決定の一部について法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消しの裁判が確定したとき又は秘匿事項届出書面の一部について同条第二項の許可の裁判が確定したときは、法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立てをした者は、遅滞なく、既に提出した秘匿事項届出書面から当該取消しの裁判又は当該許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたもの（次項において「閲覧等用秘匿事項届出書面」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。

2　前項の規定により閲覧等用秘匿事項届出書面が提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、当該閲覧等用秘匿事項届出書面によってさせることができる。

第五十三条の見出し中「第百三十三条」を「第百三十四条」に改め、同条第四項中「電話番号（ファクシミリの番号を含む。）」を「電話番号等」に改める。

第七十七条の見出し中「法廷における」を削り、同条中「法廷」を「民事訴訟に関する手続の期日」に改め、「裁判長」の下に「、受命裁判官又は受託裁判官」を加え、同条に後段として次のように加える。

期日外における審尋及び法第百七十六条（書面による準備手続の方法等）第三項に基づく協議についても、同様とする。